

別表1

産業廃棄物種類一覧

No.	①種類	②業種指定	③業種	④詳細
1	燃えがら	無	-	活性炭、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭から、コークス灰
2	汚泥	無	-	排水処理の汚泥、各建設汚泥などの各種泥状のもの
3	廃油	無	-	グリス(潤滑油)大豆油など鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
4	廃酸	無	-	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
5	廃アルカリ	無	-	廃写真現像液、廃ソーダ液、廃金属石鹼液等すべてのアルカリ性廃液
6	廃プラスチック類	無	-	発泡スチロールくず、合成樹脂くずなど、固形・液体を問わず、すべての合成高分子化合物(廃タイヤを含む)
7	ゴムくず	無	-	天然ゴムくず(注:合成ゴムは廃プラスチック類)
8	金属くず	無	-	空き缶、非鉄金属の破片、金属の研磨くず、切削くず等
9	ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	無	-	空きびん、廃ガラス製品(板ガラス等)、陶磁器くず、廃陶器製品、コンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど
10	鉱さい	無	-	高炉・電気炉等の残渣、鑄物廃砂等
11	がれき類	無	-	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリート、レンガの破片等
12	ばいじん	無	-	ばい煙発生施設、産業廃棄物焼却施設から発生するばいじんで、集塵施設で集められたもの
13	紙くず	有	建設業	新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず
			紙・紙加工製造業、印刷出版業	紙、板紙のくず等
14	木くず	有	建設業	新築、改築、増築、除去等に伴う木くず
			木材・木製品製造業、パルプ製造	木材片、おがくず、かんなくず等
			物品賃貸業	不要な木製家具等
			全業種該当	貨物の流通に使用した木製パレット、梱包木材
15	繊維くず	有	建設業	新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず
			繊維工業(縫製を除く)	木綿、羊毛等の天然繊維くず
16	動植物性残さ	有	食料品・医薬品・香料製造業	原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物 豆腐製造業のおから、醸造かす等
17	動物系固形不要物	有	と畜場、食鳥処理場	牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物
18	動物のふん尿	有	畜産農業、畜産類似業	牛、馬、豚、にわとり等のふん尿
19	動物の死体	有	畜産農業、畜産類似業	牛、馬、豚、にわとり等の死体
20	13号廃棄物	-	-	上記1~19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらに該当しないもの(コンクリートの固形化物質等)

詳しくは、岐阜県廃棄物対策課(058-272-8217) または東濃県事務所環境課(0572-23-1111東濃西部総合庁舎)へお尋ねください。